

## 日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書

1945年8月広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月、国連において歴史的な「核兵器禁止条約」（以下・条約）が採択されました。

同年9月から同条約への参加・調印・批准が開始され、2021年1月に発効されています。現在94カ国が署名し、73カ国が批准しています。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章・国際法・国際人道法・国際人権法に反するものであると断じています。

また、条約は開発・生産・実験・製造・取得・保有・貯蔵・使用とその威嚇にいたるまで核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。

条約には、被爆者や核実験被害者への援助を行なう責任をも明記されています。

ところが、ロシアのウクライナへの軍事侵略の中で、プーチン大統領は繰り返し核の使用の脅迫（威嚇）を続けています。

また、パレスチナのガザ地区へジェノサイドを行っているイスラエルでは、一部閣僚からガザへの核兵器使用は「選択肢」のひとつとの発言があります。このように現実的に核兵器の使用が脅威となっています。

2024年12月、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者のみなさんの平和への地道な活動が認められたと同時に、世界が核兵器の使用は絶対に許さないという強い意志を持ってきたからだと思います。

被爆80年を迎えた今年こそ世界で唯一の被爆国である日本は、核兵器の使用を許さず、核兵器の全面的な廃絶をめざす先頭に立たなければなりません。

よって、日本政府には、すみやかに核兵器禁止条約に調印・批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月30日

長野県岡谷市議会議長 吉田 浩